

医第109号  
平成24年6月14日

各保健福祉事務所長 殿

医療課長

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり平成24年6月11日付け厚生労働省発医政0611第1号により厚生労働事務次官から通知がありましたので、参考までに写しを送付します。

なお、公益社団法人神奈川県医師会会長、社団法人神奈川県歯科医師会会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長、社団法人神奈川県精神科病院協会会長、公益社団法人神奈川県看護協会会長及び各市町村医療主管課長には、別途通知しております。

（参考：厚労省ホームページ 地域診療情報連携推進費補助金（医療情報連携・保全基盤推進事業））  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/johoka/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/index.html)

問い合わせ先

調整グループ 梶

電話(045)210-1111 内線4867



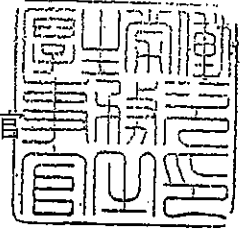


厚生労働省発医政0611第1号

平成24年6月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



地域診療情報連携推進費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成19年7月24日厚生労働省発医政第0724003号本職通知の別紙「地域診療情報連携推進費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村及び医療機関等に対する周知につき配慮願いたい。



地域診療情報連携推進費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>地域診療情報連携推進費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、医療機関の主要な情報を外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とするこ とにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の 高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成24年4月5日医政発0405第38号厚生労働省医政局長 通知の別紙「<u>医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県、市町 村及びその他の厚生労働大臣が認める者が行う<u>医療情報連携・保全基盤推進事業</u>（以下 「<u>事業</u>」という。）を交付の対象とする。 (削除)</p>	<p>地域診療情報連携推進費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、<u>地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成22年3月25日医政発0325第9号厚生労働省医政局長通知の別紙「<u>地域診療情報連携推進費補助金実施要綱</u>」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) <u>都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行うWeb型電子カルテ</u></p>

(削除)

システム導入事業。

(2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

i 基準額

厚生労働大臣が必要と認められた額

2 対象経費

- ① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む)
- ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。
- ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。

1 基準額

厚生労働大臣が必要と認められた額

2 対象経費

- (1) Web型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事料を含む。)
- (2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費(取付工事料を含む。)、委託料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

改正前	改正後
<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>	<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>

改正後	改正前
<p>生労働大臣に報告しなければならぬ。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>生労働大臣に報告しなければならぬ。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、<u>補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</u></p> <p>ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。</u></p> <p>イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、<u>事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第3号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(その他)  12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによること  がで  きない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるも  のとする。</p>	<p>(その他)  12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによること  がで  きない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるも  のとする。</p>



地域診療情報連携推進費補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省  
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、医療機関の主要な情報を外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とすることにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 24 年 4 月 5 日医政発 0405 第 38 号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う医療情報連携・保全基盤推進事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。（サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む） ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。 ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第 2 号様式による申請書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度 6 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

地域診療情報連携推進費補助金調書

平成 年度厚生労働省所管 (地方公共団体名 )

国	地方公共団体				備考					
	入		出							
	歳	歳	歳	歳						
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額
(項) 医療情報化等推進費 (目) 地域診療情報連携推進費補助金	円				円			円	円	円

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本  
(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。)
  - (2) その他参考となる資料



(2) 支出予定額内訳

(補助事業者名

)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	

## 地域診療情報連携推進事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容(〇〇〇型)

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	-	-		-
補助対象外		円	円	
小計	-	-		-
合計	-	-		-



第3号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
  - (2) 契約書の写し及び検収調書の写し
  - (3) その他参考となる資料



(補助事業者名 )

(2) 支出済額内訳

区 分	支出済額	支 出 内 訳
	円	

## 地域診療情報連携推進事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容(〇〇〇型)

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小計	—	—		—
合計	—	—		—

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成 年度  
地域診療情報連携推進費補助金について、地域診療情報連携推進費補助金交付要綱5  
(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は  
事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除  
税額(要国庫補助補助金返還相当額)

金 円

注：別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)



医政発0405第38号  
平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱について

医療情報連携・保全基盤推進事業については、別添「医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

なお、この通知は平成24年4月1日から適用し、平成22年3月25日医政発0325第9号「地域診療情報連携推進事業の実施について」は廃止する。

おって、平成23年度以前に交付された国庫補助金に対する事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。

なお、貴管内市町村及び医療機関等に対する周知につき配慮願いたい。

## 医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱

### 1. 概要および目的

この事業は、医療機関の主要な診療データを外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とすることにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者とする。

### 3. 事業内容

地域医療連携において中核的な役割を担う病院などの安全な地域に、標準的な形式でデータを保存するデータ蓄積サーバーを開発・導入し、連携する医療機関で利用している情報システム（電子カルテシステムやオーダーリングシステムなど。以下「既存システム」という。）と接続し、各医療機関から送られるデータを蓄積する。

これにより、連携する医療機関で、診療情報を相互に参照することを可能とし、医療情報連携の緊密化を図る。また、医療機関の診療情報を外部の安全な地域に保存することで、災害など非常時の情報参照源としても活用することが可能となるものである。

### 4. 整備対象

#### (1) システム導入に関する経費

- ① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。  
(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む)
- ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。
- ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。

#### (2) 整備対象外

- ① 維持・管理費は対象としない。
- ② 情報システムの導入または更新にかかる経費は対象としない。

### 5. 導入システムの規格等

- (1) 医療機関間で患者の診療情報を共有するにあたっては、各医療機関の情報システムから電子的診療情報をサーバーへ送信し、サーバー側で別途保存・管理する方式とすること。
- (2) サーバーでの診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」によるSS-MIX、またはその改版であるSS-MIX2（仮称）で提唱された「標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
- (3) 当事業により整備されるシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換の際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検

査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野)のうち該当するものを使用すること。

なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新していくものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/johoka/>

厚生労働省委託事業における標準マスターは、一般財団法人医療情報システム開発センターのウェブサイトに掲載されている。

[http://www.medis.or.jp/4\\_hyojyun/medis-master/index.html](http://www.medis.or.jp/4_hyojyun/medis-master/index.html)

- (4) 医療機関間の患者IDの対応付けには、IHE統合プロフィールPIX/PDQを、また監査証跡・ノード認証・時刻整合性維持には、IHE統合プロフィールATNA/CTを用いるなど、可能な限り特定のベンダーに依らない方法を検討すること。
- (5) 診療情報提供書等を電子的に作成・交換する場合は、保健医療福祉分野で適用される公開鍵基盤 (HPKI) による電子署名を行うこと。

## 6. その他

- (1) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。患者の診療情報を共有する場合、患者本人の同意を得ること。
- (2) 利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限のあり方に十分な配慮をすること。
- (3) 非常時の参照方法については、平常時とは異なる状況であることを考慮して別途設計し、その運用等も含めて簡潔なマニュアルを作成するなど、非常時を想定した仕組みとすること。
- (4) ITを導入することはあくまでも手段であり、導入自体は目的ではない。IT導入によって改善したい目的を明確にし、そのために必要なシステムを導入することで、長期的運用も含めてコストとメリットのバランスを考慮したシステム導入を行うこと。

なお、IT戦略本部医療評価委員会により「地域医療再生基金におけるIT活用による地域医療連携について」(平成22年1月22日)がまとめられている。これは他事業(地域医療再生計画)に際して作られたものであるが、IT活用による地域医療連携を計画する上で有用な指摘も多く含まれるため、当事業の計画・実施においても参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0125-9a.pdf>



## 医療情報連携・保全基盤推進事業計画書

事業区分	平成24年度医療情報連携・保全基盤推進事業
------	-----------------------

施設名	
所在地	

## 1. 医療施設の概要

許可病床数（平成24年 月 日現在）							
一般	療養病床	精神	感染症	結核	計	（うちICU）	（うちCCU）
床	床	床	床	床	床	床	床
標榜診療科名							
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他（ ）							
一日平均外来患者数		名（平成23年4月1日～平成24年2月29日）					
一日平均入院患者数		名（平成23年4月1日～平成24年2月29日）					
年間紹介患者数		名（平成23年4月1日～平成24年2月29日）					

## 2. 今回の実施事業概要（具体的にご記入下さい）

・実施事業費総額（補助対象外経費を除く） \_\_\_\_\_ 円（税込）

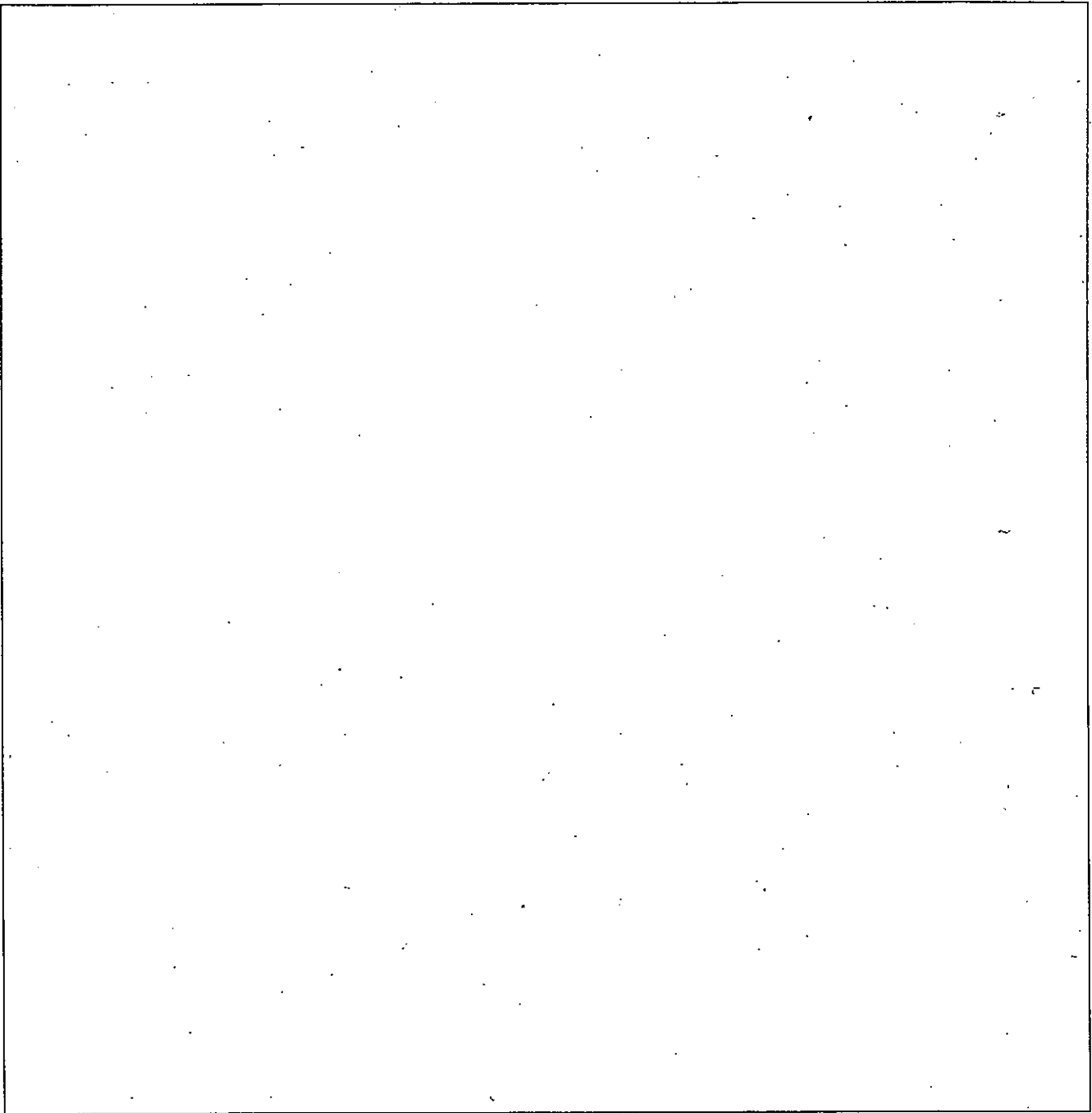
※文章にて概要を記載すること。別紙不可。

※当該事業の詳細な見積書及び別紙資料もあわせて提出願います。

1. 地域における貴施設の役割を具体的にご記入ください。

2. 連携機関（病院、診療所、薬局等）との具体的な連携内容をご記入ください。

3. 本事業にて、構築を予定しているネットワークのすがたをA4用紙5枚以内（概念、物理：別紙にて添付も可）で図示してください。施設間での患者IDの対応付けの方法についても言及してください。



4. 当該事業における連携機関数を病院、診療所ごとにご記入下さい。

連携機関数	施設
(うち 病院	施設、診療所 施設)

5. 本事業にて、どのようなセキュリティを構築するのか、具体的にご記入ください。ネットワーク上のセキュリティに限らず、患者からの同意取得や、アクセス権限についての方針も記述してください。

6. この事業では、災害などでの医療機関内の診療システム停止時には、連携用のストレージのデータをバックアップとして参照することを想定していますが、このような場合の運用方針（だれが判断するか、アクセス権限はどうするかなど）の概略を記入してください。また、その方針を各連携機関に周知する方法についても触れてください。

7. 以下の項目について、「○」または「×」でご記入ください。

① 医療機関間で患者の診療情報を共有するにあたっては、各医療機関の情報システムから電子的診療情報をサーバーへ送信し、サーバー側で別途保存・管理する方式が取られているか。

② サーバーでの診療情報の保存・管理には、実施要綱に記載された「標準化ストレージ」の仕組みを用いているか。

③ 情報交換する際の規格として、実施要綱に記載の標準規格および用語／コード標準マスターのうち該当するものを使用しているか。

④ 医療機関間の患者IDの対応付けについて、実施要綱に記載された内容を検討しているか。

⑤ 患者診療情報提供書及び電子診療情報データ提供書（患者への情報提供）が電子的に発行されるか。

⑥ 診療情報提供書（電子紹介状）が電子的に授受されるか。

⑦ 上記⑤、⑥に際し、HPKIによる電子署名を用いるか。

⑧ 患者が自分の医療情報を閲覧できる仕組みがあるか。

⑨ 病院・診療所以外も地域連携に参加するか。

⑩ 調剤薬局での調剤情報をシステムに反映できるか。

8. 本事業で導入するデータ蓄積サーバーはどこに設置されますか。

(例：〇〇病院内サーバー室)